

船舶事故調査報告書

令和5年2月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月1日 06時58分ごろ
発生場所	岩手県釜石市両石漁港南東方沖 両石港西防波堤灯台から真方位124° 1,200m付近 （概位 北緯39° 17.9′ 東経141° 54.4′）
事故の概要	漁船 ^{しのぶ} 忍丸は、漂泊中、また、漁船 ^{べんてん} 弁天丸は、北西進中、両船が衝突した。 忍丸は、船長が重傷を負い、左舷船尾部外板及び船外機に亀裂を生じ、また、弁天丸は、船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 忍丸、0.95トン IT3-24455（漁船登録番号）、個人所有 6.20m(Lr)×1.46m×0.48m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、 昭和53年10月3日 B 漁船 弁天丸、0.6トン IT3-40465（漁船登録番号）、個人所有 5.89m(Lr)×1.77m×0.70m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、 平成24年2月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月24日 免許証交付日 令和3年10月18日 （令和9年7月23日まで有効） B 船長B 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月22日 免許証交付日 令和元年6月6日 （令和7年3月1日まで有効）

死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船尾部及び船外機に亀裂 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、うに漁の目的で、令和4年8月1日04時10分ごろ、両石漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、当初、桑ノ浜漁港周辺で、その後、06時00分ごろから両石漁港南東方沖に移動し、船首を西北西方に向けて船外機を停止させ、右舷中央部付近に取り付けたサイドスラストで操船しながら箱眼鏡とたも網を使用してうに漁を行った。</p> <p>船長Aは、06時45分ごろ、操業を終えて漁具等を片付けることとし、本船の船体が近くの岩礁に接触しない場所まで、サイドスラストを使用して北西方に約30m移動した際、自船に向かってくるB船に気付いたが、そのまま航行してくることはないと思い、漁具等の片付けを開始した。</p> <p>船長Aは、漁具等の片付けを終えて顔を上げると、B船が更に接近してきたので、衝突のおそれを感じ、B船に対して大声を上げながら、船外機を始動しようと船尾に向かったものの、間に合わずに身をかがめたところ、06時58分ごろB船がA船の左舷船尾に衝突して船体に乗り揚げ、その下敷きとなった。</p> <p>A船は、船長Aが負傷したこと及び船外機の損傷により、自力での航行が不可能となり、船長Aを乗せた状態で、B船にえい航されて両石漁港に入港した。</p> <p>船長Aは、両石漁港に入港後、救急隊に引き継がれ、釜石市内の病院に搬送され、高エネルギー外傷^{*1}と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、うに漁の目的で、04時00分ごろ、松島周辺の漁場に向けて両石漁港を出港した。</p> <p>船長Bは、松島周辺の漁場に到着し、04時20分ごろから06時55分ごろまで操業を行った後、帰港を開始した。</p> <p>船長Bは、B船が船首浮上による死角が左右にそれぞれ約15°生じた状態で、船尾部に腰を掛けて船外機のハンドルを握り、約10ノットの対地速力で北西進していたところ、突然、衝撃を感じ、周囲を確認したところ、A船の左舷船尾部に衝突して乗り揚げていることに気付いた。</p> <p>B船は、後進を掛けて離れた際、船長BがA船の左舷船尾部で船長Aが負傷していることに気付き、家族に携帯電話を掛けて救急車の手</p>

*1 高エネルギー外傷とは、体に大きな力が加わって起きた外傷で、身体内部の広い範囲で組織が破壊されているおそれがあり、目に見える徴候がなかったとしても生命に危険を及ぼす可能性が高い状態をいう。

	<p>配を依頼し、A船に船長Aを乗せたまま、両石漁港へえい航した。 (付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Bは、ふだん、船首浮上による死角を補うために、船首を振ったり、立ったりして操船を行っていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、両石漁港南東方沖において、漁具等の片付けをしながら漂泊中、船長Aが、自船に向かってくるB船に気付いたものの、そのまま航行してくることはないと思い、漂泊を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、両石漁港南東方沖において、北西進中、船長Bが、船首浮上による死角が生じた状態でA船に向かって航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、両石漁港南東方沖において、A船が漁具等の片付けをしながら漂泊中、B船が北西進中、船長Aが、自船に向かってくるB船に気付いたものの、そのまま航行してくることはないと思い、漂泊を続け、また、船長Bが、船首浮上による死角が生じた状態でA船に向かって航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、他船が自船に向かって接近してくることに気付いた場合、速やかに他船の前路上から移動すること。 ・船長は、船首浮上による死角が生じた状態で航行する場合は、たとえ、発航前に前路に他船を認めなくても、船首を振ったり、立ち上がったたりするなどして死角を補う操船を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

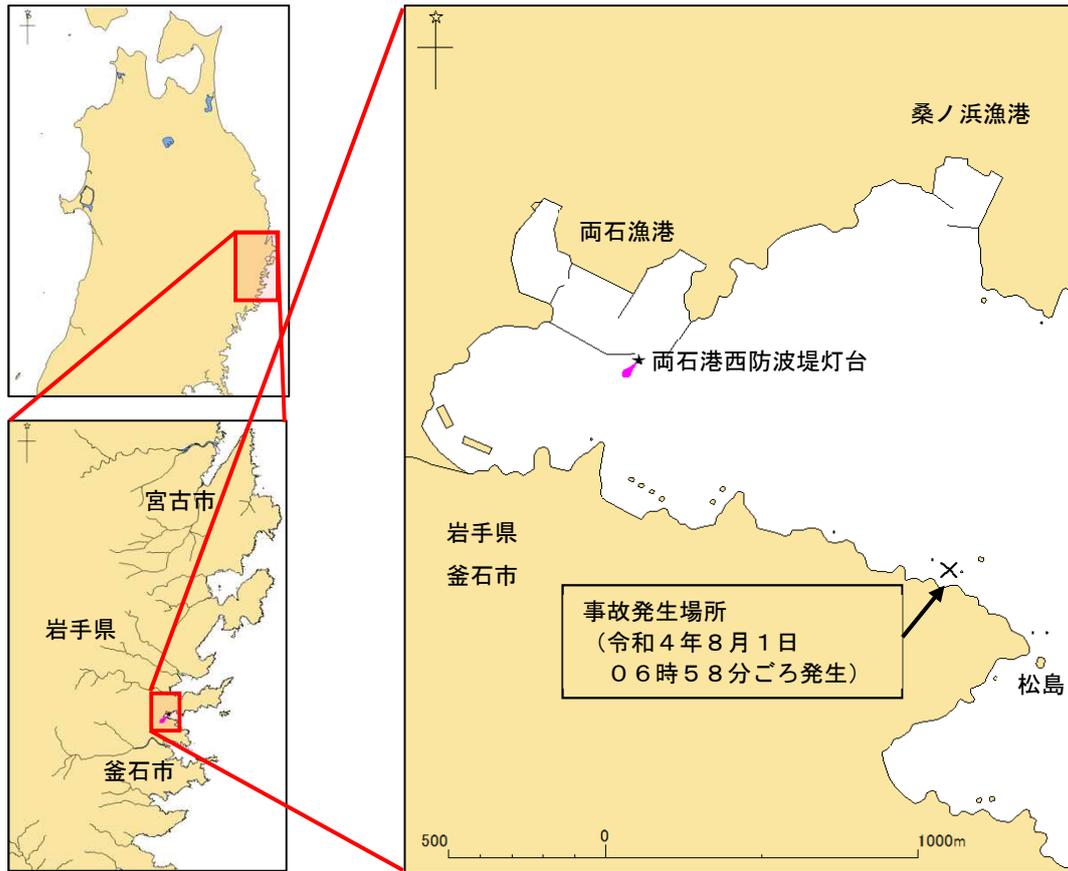


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

